

働く人の健康を考える

ワーク&ヘルス

広島市南区金屋町8-20 TEL 082-264-4110

郵便振替口座 01310-9-42400

目次

- ◆ 熱中症にどう対処すればいいのか
- ◆ 休憩時間も休憩室もない！
夜勤は1人配置の介護労働！
腰痛を訴え労災申請
- ◆ 過労死 社長に賠償命令
京都地裁 残業前提の給与

2010年 7月20日

第185号

広島労働安全衛生センター

熱中症にどう対処すればいいのか

梅雨も上がりいよいよ真夏の季節が到来します。ここ近年では熱中症で死亡される方が増えてきています。そこで、友和クリニックの宇土先生から労働安全と共に、熱中症にどう対処すればいいのかという視点から記事を頂きました。以下、掲載します。

まず、最初にどういった気候環境の下で人体に影響を及ぼすのか。

人体が最も効率的に機能するのは、体温が36℃前後の条件である。これをはずれると直ちに代謝活動に異常を来すようになる。そのため、人体は体温を一定に保つ機能を備えている。体温が上昇すると、皮膚の血管が拡張し血流量が増加し皮膚温度をたかめ放熱や発汗による蒸発熱による体温を下げる働きをする。体温が低下すると、皮膚の血流が低下し、また立毛による発汗を抑制し放熱をおさえる。また、筋の振戦運動により体熱の産生を高める作用をする。

このような体温調節機能をこえて温熱条件が作用した場合、生体影響として「熱中症」や「凍傷」がおこる。

熱中症とは暑熱により体温調節機能が破綻すると、体温調節のために消費された物質や体質により次の4つの病型を生じる。

うつ熱症（日射病、熱射病）とは、炎天下のマラソンのように発汗に必要な水分が欠乏した場合に生じる。発汗が停止し、皮膚が乾燥し、体温が40℃を越え意識を失う。致死率が高く、救急医療の対象となる。

熱痙攣（熱けいれん）とは、暑熱作業で、塩分の補給をせずに水分のみを摂取した場合に生じる。塩分の欠乏のために、四肢の痙攣を来す。意識消失はない。体温は上昇しない。0.2%の薄い塩水の摂取により速に改善する。

熱虚脱 環境機能の不良なものが暑熱作業をした場合に生じる。脳貧血によるショックである。保温し、循環状態を改善する措置をとる。

熱疲労 1種の夏ばての状態である。暑熱作業になれていない者が夏期に急に作業すると、水分の取りすぎにより胃腸をこわしたり、ビタミンB1、Cの欠乏により慢性の疲労状態におちいる。

以上のことを参考にこの夏を乗り切りましょう。

休憩時間も休憩室もない！

夜勤は1人配置の介護労働！

腰痛を訴え労災申請

介護労働が社会問題になり始めたその当時から、安全センターは「いずれ介護労働者の腰痛症が爆発的に増えるであろう」と予測していた。

定期総会を挟んで、医療法人K会から女性労働者が腰痛を訴え、友和クリニックに受診に來られた。

彼女らは介護福祉士の免許を取る際に、腰痛を防ぐ講演や実地訓練を受けるが、要介護者は人間であり、物でないことを現場では嫌というほど思い知らされる。その上、相手は高齢者、重度、認知症介護者を介護しなければならず、さらに男性要介護者の体重は、女性の約1・5倍と言われており、誰が想像してみても重労働であることは間違いない。

介護労働者は施設の中で1日に5件から6件の各部屋をサービス（風呂、着替え、トイレ、洗面、食事、その他）を行い、その途中で他の部屋からコールがあれば駆けつけお世話をしなければならず、気を休める暇がないほど労働におかれている。

そして、彼女たちの職場環境といえば、休憩室が設置されておらず、食堂の隅で休憩する以外にないのが常態化されている。そのため勤務時間と休憩時間の線引きがない状態におかれている。

加えて昨年あたりから事業主は、思うような利益が上がらないため、当初の事業計画を変更して重度の要介護者を1F9室、認知症要介護者を2F14室を満杯にし、3Fに普通の夫婦要介護者14室とした。このため一層の負担が彼女らに課せられることになった。

さらに今年6月からは、夜勤配置を1名とすることを提案してきたという。「もし夜勤で事故があった場合どう対応すればいいのだろうか」と彼女らは頭を過ったという。人命を預かる人間からすれば、相当な負担となることは誰が考えても想像できる。

にもかかわらず、事業主は利益のみを追求し人命を軽視する姿勢に、介護事業に携わる資格があるだろうか。事業主は職場環境と労働条件を早急に改善すべきである。

過労死 社長に賠償命令

京都地裁 残業前提の給与

全国チェーンの居酒屋「日本海庄や」で働いていた男性社員（当時24歳）の急死をめぐり、両親が「月80時間の時間外労働こなさなければ賃金が減る制度で過労死した」などとして、東証1部上場の経営会社「大庄」（東京）と平辰社長ら役員4人に計約1億円の損害賠償を求めた訴訟判決が5月25日京都地裁であった。

大島真一裁判長は「労働時間への配慮が認められず、社員の生命・健康を損なわないよう配慮すべき義務を怠った」として会社と4人に計7863万円の賠償を命じた。

原告側代理人弁護士の松丸正弁護士によると、過労死をめぐって大手企業トップの賠償責任を認めた司法判断は初めて。

松丸弁護士は「社員の過労死を招きかねない賃金体系の違法性を認めた画期的判決だ。長時間残業が珍しくない外食チェーン業界に与える影響は大きい」と話している。

判決によると、亡くなった社員吹上元康さんは、京都産業大卒業後の2007年4月に大庄に入社し、大津市内の店で調理などを担当。同年8月、京都市北区の自宅で就寝中急性心不全で死亡し、大津労働基準監督署から労災と認定された。

判決は、①亡くなるまで4ヶ月間の時間外労働が平均100時間を越え、厚生労働省の過労死ライン（2ヶ月以上にわたって月平均80時間以上）を上回っていた。②時間外労働が月80時間に満たない場合は、給与を減額するという長時間残業を前提とした給与体系のもとで過労死したと認定した。

その上で、平社長らに労働者の生命や健康を損なわないようにする体制を築く義務があったのに、不合理な労働実態を把握しながら放置したと指摘。平社長らに「悪意か重大な過失があったと判断した。

（5月26日朝日新聞より転載）

外国人実習性過労死認定

茨城「違法に長時間残業」

日本で技術を学ぶ外国人研修・技能実習制度で来日し、茨城県潮来市のメッキ加工会社で働いていた中国人実習生の男性（当時31歳）が急性心不全で亡くなったのは長時間労働が原因だと、鹿島労働基準監督署は7月2日、「過労死による労災」として認定した。

この男性の弁護士によると、外国人研修・技能実習性の過労死による労災認定されたのは全国で初とのこと。

労災認定を受けたのは、2005年12月に外国人研修・実習制度を利用して来日した

蔣曉東さん。潮来市の会社で働き始め、3年目の08年6月、就寝中に急死した。遺族が09年8月、鹿嶋労基署に労災申請していた。

労基署は、蔣さんが亡くなる直前の3ヶ月間、月93～109時間の残業をしており、過労死だったと判断。労基署は蔣さんら中国実習生3人を違法に長時間残業させ、最低賃金を下回る時給400円の残業代しか支払っていなかったなどとして、この会社と男性社長（66）を労働基準法違反容疑（長時間労働、残業代不払い）で水戸土浦支部に文書送検した。3人に対する未払い賃金は計18万円という。

社長は朝日新聞の取材に「残業は強制していない。残業代が低いと思ったが、実習生を使う他の企業と足並みをそろえる必要があったため、仕方なかった」と話している。

法務省入国管理局によると、08年末現在で研修・技能実習生は約19万人。国際研修協力機構（JITGO）によると、08年に受け入れた研修生は約6万8千人で、受け入れ先は縫製業や小規模製造業など、低賃金で仕事がきつい中小企業が多数を占めている。

JITGOによると、全国での研修・実習生の死亡は年々増加しており、08年は35人死亡しているとのことである。（7月3日朝日新聞より転載）

編集後記

会員の皆様、「第21回定期総会」も無事終了することができました。御協力ありがとうございます。

この定期総会に於いて事務局に課せられた課題は財政再建です。総会の中では財政問題について意見は出なかったものの、一部の会員からは「2年連続で赤字を出す財政運営には問題がある」との厳しい指摘がありました。

指摘の通り今年度も厳しい予算で運営をしなければなりません。事務局は一丸となって正常な財政運営の確立に向けて奮闘していく覚悟でいます。その為には極力、支出を抑えるとともに、一人でも多くの会員獲得を目指して行かなければなりません。

他方、運動においては、介護労働者からの相談がありました。これを契機に被災労働者の掘り起こしと、職場の環境改善に努めながら会員の拡大にむすびつけていきたいと思えます。いずれにせよ、運動と財政再建を車の両輪として捉え、この一年頑張ります。御協力をお願いします。

広島労働安全衛生センターは、個人会員・団体・賛助会員で構成されています。

そしてその会の活動は、会員の会費によって運営されています。

私たちは、働く人たちが心も、元気で働くことができる快適な職場作りの情報を提供します。

あなたも会員・読者に

◆ 会員（月）

◆ 個人 1口 400円

団体 1口 2000円 （尚、会費は本誌購読料を含みます。）

ホーム・ページはこちら

hiroshima.raec@leaf.ocn.ne.jp <http://www.10.ocn.jp/~hicenter/>